

通関士試験 問題・解説集

2025年度版

< 解答及び解説とヒント >

P.111～P.138 (差替)

第2編 科目別・出題頻度順問題例の解答と解説

第1章 通関業法 — 第2節 複数肢選択式・択一式

【第2節 複数肢選択式・択一式等】

[1] 通関業法第2条(用語の定義)

(問題・P.218)

正誤問題

【通関業務】

(通関手続及び不服申立ての代理)

- <1> = × 蔵入承認申請の代理は、通関業務《第2条第1号イ(1)(四)》。なお、2021年の問題は「関連業務」が「通関業務」となっているため「○」。
- <2> = × 外国往来船への船用品の積込みの承認申告の代理は、内国貨物か外国貨物かを問わず、通関業務《第2条第1号イ(1)(三)》。なお、2016年の問題は、「関連業務」が「通関業務」となっているため「○」。
- <3> = × 輸入許可後に行う修正申告の代理は、通関業務《第2条第1号イ(1)、基本通達2-2(2)》。
- <4> = × 輸出許可後の「船名、数量等変更申請」の代理は、輸出入申告等の許可内容等に変更を及ぼすこととなる手続であり、通関業務《基本通達2-2(2)》。なお、2022年の問題は、「関連業務」が「通関業務」となっているため「○」。
- <5> = ○ 第2条第1号イ(1)(一)。なお、2021年の問題は、「通関業務」が「関連業務」となっているため「×」。
- <6> = × 不服申立て手続の代理は、通関業務に該当し、認定通関業者か否かにかかわらず、すべての通関業者が行うことができる《第2条第1号イ(2)》。
- <7> = ○ 船用品の積込みの申告は、通関業務《第2条第1号イ(1)(三)》。
- <8> = × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする特定輸出者の承認の申請は、通関業務《第2条第1号イ(1)(五)》。
- <9> = × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続は、通関業務《第2条第1号イ(1)、基本通達2

-2(2)》。

- <10> = ○ 第2条第1号イ(1)(四)
- <11> = × 不服申立ての代理は、通関業務《第2条第1号イ(2)》。
- <12> = ○ 第2条第1号イ(1)(四)
- <13> = × 特例輸入者及び特定輸出者の承認申請は、通関業法第2条第1号イ(1)に規定する通関手続であり、その手続の代理は通関業務に該当し、「認定通関業者」であるか否かにかかわらず、すべての通関業者が行うことができる《第2条第1号イ(1)(二)、(五)》。
- <14> = ○ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請は、輸入申告からその許可を得るまでの手続であるので、その代理は通関業務《第2条第1号イ(1)(一)》。
- <15> = ○ 特例申告は、関税の確定及び納付に関する手続であるので、輸入の許可後に行われても、その代理は通関業務《第2条第1号イ(1)かつ書、基本通達2-2(2)》。
- <16> = × 輸入申告からその許可を得るまでの間に行われる当該輸入申告に係る指定地外貨物検査の許可の申請の代理は、通関業務《第2条第1号イ(1)、基本通達2-2(1)》。
- (主張又は陳述の代行)**
- <1> = ○ 第2条第1号イ(3)
- <2> = × 税関官署に対する主張又は陳述の代理は、通関業務《第2条第1号イ(3)》。
- <3> = ○ 第2条第1号イ(3)
- (通関書類の作成)**
- <1> = × 財務大臣に対する不服申立てに係る他人の依頼によってする不服申立書の作成は、通関業務《第2条第1号ロ》。
- <2> = × 他人の依頼により税関官署に対して提出する再調査の請求に係る書類を作成する事務は、通関業務《第2条第1号ロ》。
- 【通関業務と関連業務】**
- <1> = ○ 特例輸入者の承認申請の代理は、通関業務。申告の特例の適用を受ける必要

がなくなった旨の届出の代理は、通関業務に先行する関連業務《第2条第1号イ(1)(二)、第7条》。

<2> = × 特例輸入者の承認申請の代理は、通関業務。認定通関業者の認定申請の代理は、関連業務《第2条第1号イ(1)(二)、第7条》。

【関連業務】

<1> = ○ 食品衛生法の規定に基づく食品等の輸入届の代理等、他法令(関税関係法令以外の法令)の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請の代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)チ》。

<2> = × 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の関税の払戻しに関する申請手続の代理は、通関業務に後続する関連業務《第7条》。

<3> = ○ 関税法第7条第2項の規定による事前教示照会の代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)イ》。なお、2023年の問題は、「関連業務」が「通関業務」となっているので「×」。

<4> = × 見本の一時持出しの許可申請の代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)ニ》。なお、2022年の問題は、「通関業務」が「関連業務」となっているため「○」。

<5> = × 輸入貨物に係る関税率の適用上の所属の教示の求めの代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)イ》。なお、2022年の問題は、「含まれない。」が「含まれる。」となっているので「○」。

<6> = × 外国貨物の保税運送の承認申請の代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)ヘ》。

<7> = × 特例申告を行う必要がなくなった旨の届出の代理は、関連業務《第7条》。

<8> = ○ 事前教示の求めの代理は関連業務《第7条、基本通達7-1(1)イ》。

<9> = × 関連業務は、通関業法以外の法律においてその業務を行うことできない事項については、通関業者として行うことはできない《第7条ただし書》。

<10> = × 保税運送の申告は、関連業務《基本通達7-1(1)ヘ》。

<11> = × 関税関係法令以外の法令の規定により輸出入に関し必要となる許可、承認等

の申請は、関連業務《基本通達7-1(1)チ》。

<12> = × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して輸出申告をする場合における、当該輸出申告の前に行われるその輸出に関して必要とされる外国為替及び外国貿易法の規定に基づく輸出の許可の申請は、通関業務に先行して行われる関連業務《第7条、基本通達7-1(1)チ》。

<13> = ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする保税蔵置場の許可の申請は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)ホ》。

<14> = × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする税関事務管理人を定めたときの届出は、通関業務に先行して行われる関連業務《第7条》。

<15> = × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする知的財産侵害物品に係る輸入差止申立て手続は、通関業務に関連して行われる関連業務《第7条》。

<16> = × 外国貨物の仮陸揚の届出の代理は、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)ハ》。

<17> = ○ 上記<1>参照。

<18> = ○ 輸入申告に先行して行う開庁時間外の事務の執行を求める届出の手続の代理は、通関業務に先行する関連業務《第7条、基本通達2-2(1)》。ただし、輸入申告の後にこの届出の代理は通関業務となるので、注意を要する。

<19> = ○ 消費税に関する納税申告手続の代理は、関税法その他関税の関する法令に基づいてする申告手続ではないので、関連業務《第7条》。

<20> = ○ 保税運送の承認申請手続は、輸出申告に併せてする場合であっても、輸出申告からその許可を得るまでの手続には該当しないので、関連業務《第7条、基本通達7-1(1)ヘ》。

<21> = × 輸入しようとする貨物を保税地域等に入れずに申告することに関する承認申請手続の代理は、通関業務に先行する関連業務《第7条》。

<22> = × 保税蔵置場の許可申請手続の代理は、通関業務に先行する関連業務《第7

条、基本通達7-1(1)ホ》。

【用語の定義】

<1> = ○ 通関業法第2条第2号(定義)に規定する「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって通関業務を反復継続して行うことをいうとされているが、反復継続して行う意思があればよい。また、営利の目的は、必ずしもその業務によって直接利益を得ることを必要とせず間接的なものであっても差し支えない。したがって、他の業務に付随してサービスとして無償で通関業務を行う場合も、「業として通関業務を行う」ことに含まれる《基本通達2-3》。

【2】通関業法第3条(通関業の許可)

(問題・P.221)

正誤問題

【通関業の許可】

<1> = × 平成29年10月に施行された通関業法の改正により、通関業の許可は財務大臣の権限とされ、通関業に係る営業区域の制限は撤廃された。したがって、通関業者は、複数の税関の管轄区域内において通関業を営む場合であっても、その管轄区域ごとに通関業の許可を受ける必要はない《第3条第1項》。なお、この財務大臣の権限は、通関業務を行おうとする営業所(単なる事務所ではない。)の所在地(当該営業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地)を管轄する税関長に委任されている《施行令第14条第1項第1号》。

<2> = × 通関業法では、通関業者が、一般に、通関業以外に港湾運送事業、倉庫業等の事業を営んでいるという実態に着目し、兼業を規制していない《第4条第1項第5号》。

<3> = ○ 上記<1>参照。

<4> = × 通関業の許可を受けようとする者は、個人であっても、法人であっても差し支えない。例えば、財務大臣に提出する通関業許可申請書には、「その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその役員の名及び住所」を記載することとされており、個人も対象となっている《第4条第1項第1号》。

<5> = ○ 上記<1>参照。

<6> = × 通関業者は、一般に、港湾運送事業、倉庫業等の通関業以外の事業を営んでいるが、通関業を営もうとする者は、通関業以外の事業を営んでいなくても、通関業の許可を受けることができる《第3条第1項》。

【通関業の許可の手続】

<1> = × 規定なし

【弁護士又は弁理士の職務又は業務との関係】

<1> = × 弁護士が弁護士法第3条第1項の規定により行う職務については、通関業の許可を受けることを要しない《第3条第5項》。

<2> = × 弁理士が弁理士法第4条第2項第1号に掲げる事務に係る業務については、通関業の許可を受けることを要しない。当該業務を行う場合に、財務大臣にその旨を届け出ることも必要ない《第3条第5項》。

【許可の条件】

<1> = × 財務大臣は、通関業法の目的を達成するために必要な最少限度において、通関業の許可に条件を付することができる《第3条第2項、第3項》。

<2> = ○ 財務大臣が通関業の許可に付することができる条件は、通関業法の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならず、取扱貨物の種類を限定する条件及び通関業の許可の期限に限られている《第3条第2項、第3項、基本通達3-1》。

<3> = ○ 上記<2>参照。

<4> = × 財務大臣は、許可の条件の内容について、その申請者の同意を得る必要はない《第3条第2項、第3項》。

<5> = × 上記<2>参照。許可申請者の事業内容を規制することになるような資本金、従業員数等の条件を付することはできない《第3条第2項、第3項、基本通達3-1》。

<6> = × 審査委員からの意見聴取は、許可条件を付する際の要件とはされていない。

【標準処理期間】

<1> = × 20日以内(「1月以内」又は「30日以内」ではない。)である《基本通達3-12(1)》。

【許可後の手続等】

<1> = ○ 第3条第4項

[3] 通関業法第4条(許可の申請)(問題・P.222)**正誤問題**

- <1> = × 通関業の許可を受けようとする者は、その通関業許可申請書に、資産の状況を示す書面、法人の定款、登記事項証明書、役員名簿、通関士となるべき者その他の通関業務の従業者の名簿、年間において取り扱う見込みの通関業務の量及びその算定の基礎を記載した書面等を添付しなければならない《第4条第2項、施行規則第1条》が、「通関業務を依頼しようとする者の推薦状」や銀行の保証書等は求められない《基本通達4-2(7)》。
- <2> = × 通関業許可申請書に主要な依頼者の委任状を添付する必要はない《基本通達4-2(7)口》。
- <3> = ○ 第4条第2項、施行規則第1条第4号
- <4> = × 通関業以外の事業を営んでいる場合には、通関業許可申請書にその事業の概要、規模及び最近における損益の状況を示す書面を添付しなければならない《第4条第2項、施行規則第1条第5号》。
- <5> = ○ 第4条第2項、施行規則第1条第6号
- <6> = ○ いかなる法人であっても、通関業を営もうとする法人の名をもって許可申請が必要《第4条第1項》。

[4] 通関業法第5条(許可の基準)(問題・P.223)**正誤問題**

- <1> = ○ 第5条第2号、基本通達5-2(1)
- <2> = ○ 第5条第1号
- <3> = ○ 基本通達5-1
- <4> = ○ 第5条第2号
- <5> = ○ 第5条第3号
- <6> = × 通関業の許可を受けることができる者について、法人に限るとする旨の規定はない《第4条第1項第1号》。また、許可の基準については、経営の基礎の確実性以外にも、人的構成及び通関士の設置について所定の基準を満たす必要がある《第5条第2号、第3号》。

[5] 通関業法第6条(欠格事由)(問題・P.224)**正誤問題****[第1号関係]**

- <1> = ○ 第6条第1号、施行規則第1条の2

[第2号関係]

- <1> = × 破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ない者が通関業の許可を受けることができないのであって、復権を得ていれば通関業の許可を受けることができる

《第6条第2号》。

- <2> = × 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、欠格事由に該当するので、保証人による保証がある場合であっても、通関業の許可を受けることはできない《第6条第2号》。

[第3号関係]

- <1> = ○ 第6条第3号。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「禁錮の刑」は「拘禁刑」となる必要がある。
- <2> = × 懲役の刑に処せられた者であっても、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過したものは、欠格事由に該当しないので、通関業の許可を受けることができる《第6条第3号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役の刑」は「拘禁刑」となる。
- <3> = ○ 第6条第3号。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「懲役刑」は「拘禁刑」となる必要がある。

[第4号関係]

- <1> = × 国税通則法の規定により通告処分を受けた者は、その通告の旨を履行した日から3年(「2年」ではない。)を経過しないと、通関業の許可を受けることはできない《第6条第4号口》。
- <2> = × 関税法第111条の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わった日から3年を経過しないものが通関業の許可を受けることができないのであって、5年を経過していれば通関業の許可を受けることができる《第6条第4号イ》。
- <3> = × 通関業法、関税法又は国税若しくは地方税に関する法律の規定(「以外の法律の規定」ではない。)に違反して罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない《第6条第4号ロ第5号》。
- <4> = ○ 第6条第4号
- <5> = ○ 第6条第4号イ
- <6> = × 関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為をして、罰

金の刑に処せられた者で欠格事由に該当するのは、その刑の執行を終えた日から3年(「5年」ではない。)を経過しないものである《第6条第4号イ》。

[第5号関係]

- <1> = ○ 第6条第5号

[第7号関係]

- <1> = × 通関業の社会的信用を確保する観点から、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者は、欠格事由に該当するが、暴力団員でなくなった日から7年を経過した場合には、欠格事由に該当しないので、通関業の許可を受けることができる《第6条第7号》。

[第8号関係]

- <1> = × 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明し、当該許可を取り消された者については、その取消しの処分を受けた日から2年(「1年」ではない。)を経過しないと、通関業の許可を受けることはできない《第6条第8号》。
- <2> = ○ 第6条第8号
- <3> = × 通関業者に対する監督処分により通関業の許可を取り消された者であって、その処分を受けた日から2年を経過しないものは、欠格事由に該当するので、通関業の許可を受けることができない《第6条第8号》。

[第9号関係]

- <1> = ○ 第6条第9号。なお、2022年の問題は「公務員」が「国家公務員及び地方公務員並びに法令の規定により公務に従事する職員とみなされる者」となっており、「公務員」に該当する者をすべての羅列しているので留意すること《基本通達6-4》。
- <2> = × 懲戒免職の処分を受けた公務員で欠格事由に該当するものは、当該処分を受けた日から2年(「3年」ではない。)を経過しないものである《第6条第9号》。
- <3> = × 上記<2>参照。「1年」ではなく「2年」である《第6条第9号》。

[第10号関係]

- <1> = × 法人の役員(「役員以外の従業者」ではない。)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものである場合は通関業の許可を受けることはできない《第6条第10号》。
- <2> = × 法人の役員以外の従業者が関税法第111条の規定に該当する違反行為をした場合に欠格事由に該当するとの規定はな

い。また、同法117条の規定による罰則規定により法人が罰金の刑に処せられても、欠格事由である「罰金の刑に処せられた者」には該当しない《基本通達6-2》。

- <3> = × 法人であって、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに(「以外の従業者のうちに」ではない。)、通関業法第35条第1項(通関士に対する懲戒処分)の規定により通関業務に従事することを禁止された者があるものは、通関業の許可を受けることができない《第6条第10号》。
- <4> = × 欠格事由に該当することはないので、通関業の許可を受けることができる《第6条第2号、第10号参照》。
- <5> = ○ 欠格事由に該当するので、通関業の許可を受けることができない《第6条第3号、第10号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「禁錮以上の刑」は「拘禁刑以上の刑」となる必要がある。

[その他]

- <1> = × 規定なし。
- <2> = × 通関士試験合格者を雇用していない者であっても、許可申請の際、通関士試験合格者を雇用することが雇用契約等により確実であると認められる場合には、通関業法第13条第1項の要件を備えることとなるので、通関業の許可を受けることができる《第5条第3号、基本通達5-4》。
- <3> = × 港湾運送事業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者が欠格事由に該当するとの規定はない《第6条第4号から第6号までを参照》。

[6] 通関業法第7条(関連業務)(問題・P.226)**正誤問題**

- <1> = ○ 通関業者は、関連業務として、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行うことができるが、通関業法以外の法律において行うことが制限されている事項については、この限りでない《第7条》。

[7] 通関業法第8条(営業所の新設)

(問題・P.226)

正誤問題**[営業所の意義]**

- <1> = ○ 職員が常駐せず、単に連絡(簡単な書類の訂正を含む。)、待機等のために使

用される通関業者の施設等は、通関業法第8条に規定する通関業務を行う営業所に該当しない《基本通達8-1》。

<2> = × 営業所とは、通関業務が行われる事務所をいい、単に連絡、待機等のために使用される通関業者の施設等は営業所に該当しない《第8条第1項、基本通達8-1》。

【営業所の新設の許可】

<1> = × 通関業の許可を受けた者が、新たに営業所を設けようとする場合には、通関業法第8条第1項の規定による財務大臣の許可を受ける必要があり、財務大臣は、その許可に際して条件を付することができる《第8条第2項において準用する第3条第2項、第3項》。

<2> = × 認定通関業者以外の通関業者は、営業所を新たに設けて通関業務を行う場合には、財務大臣の許可を受けなければならない《第8条第1項、第9条第1項》。

<3> = × 平成29年10月に施行された通関業法の改正により、認定通関業者が通関業務を行う営業所を新設しようとする場合には、財務大臣の許可を受けることなく、財務大臣にその旨を届け出ることができることとされた《第9条第1項》。

<4> = × 営業所の新設に係る許可申請書には、当該営業所において行われる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面を添付しなければならない《第8条第1項、施行令第1条第2項》。

<5> = × 営業所の許可の際に付することができる条件は、取り扱う貨物の種類の限定及び許可の期限である《第8条第2項において準用する同法第3条第2項及び第3項、基本通達3-1》。

<6> = × 通関業務の従業者が在宅勤務をする場合は、勤務場所である自宅が当該従業者の所属する営業所の一部となるので、営業所の新設に係る手続を行う必要はない《第8条第1項、基本通達8-1なお書》。

<7> = × 在宅勤務の開始の申出を受けた税関は、申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められて

いる等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認するが、就業規則の確認はしない《基本通達8-4(2)》。

<8> = ○ 認定通関業者は、特例として、通関業務を行う営業所を新たに設けるときは、財務大臣の許可を受けることなく、財務大臣に届出をすればよい《第9条第1項》。

<9> = ○ 第8条第2項において準用する第3条第2項

<10> = × (2021年7月1日前であれば「○」)。

2021年7月1日施行の通達改正により、就業規則等の具備ではなく、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられている必要がある。基本通達8-4(2)

<11> = × 上記<1>参照。

<12> = × 通関業者が、通関士及びその他の通関業務の従業者による在宅勤務を開始する場合には、税関にその旨を申し出ることとされているが、財務大臣の承認を受けなければならないとする規定はない《基本通達8-4(1)》。

<13> = × 通関業の許可に条件が付されている場合であって、当該条件の範囲を超えて通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、認定通関業者であるか否かにかかわらず、許可条件の変更が必要となる《基本通達8-2(5)》。

<14> = ○ 基本通達8-1なお書

<15> = × 認定通関業者は、通関業務を行う営業所を新設しようとする場合には、財務大臣の権限委任を受けた当該営業所の所在地を管轄する税関長(「認定を行った税関長」ではない。)にその旨を届け出ることができる《第9条第1項、施行令第14条第1項第2号》。

【許可の基準】

<1> = × 通関士の設置要件を満たすかどうかは、許可申請の際に、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は通関士試験合格者を雇用することが雇用契約等により確実に認められるかによるのであり、単な

る見通しは含まれない《基本通達5-4》。

<2> = ○ 通関業の経営の基礎が確実であるかどうかの基準は営業所単位ではなく通関業者としてのものであり、通関業の許可をする際に審査していることから、営業所の新設の許可をしようとするときは、この基準について審査することを要しない《第8条第2項》。

<3> = ○ 第8条第2項において準用する第5条第2号

<4> = ○ 基本通達5-4

<5> = ○ 第8条第2項において準用する第5条第2号

<6> = × 「通関業の経営の基礎」に関する審査は、通関業の許可に際して既に行われているので、営業所の新設の許可に際して改めて行われることはない(第8条第2項においては、第5条第1号の準用が除外されているので、要注意!)《第8条第2項》。

【許可後の手続等】

<1> = × 通関業の許可をしたときと同様に、通関業務を行う営業所の新設を許可した場合は、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証が交付される《第8条第2項において準用する第3条第4項》。

【8】通関業法第9条(営業所の新設に係る許可の特例) (問題・P.228)

正誤問題

<1> = ○ 第9条第2項

<2> = × 認定通関業者による営業所の新設の届出に係る届出書には、当該営業所におけるその通関業務の用に供される資産の明細を記載した書面を提出する必要はない《第9条第1項、施行令第2条第2項》。

<3> = × 認定通関業者は、財務大臣に届出をすることにより、通関業務を行う営業所を新設することができる《第9条第1項》。

<4> = × 認定通関業者による通関業務を行う営業所の新設に係る届出が受理された際には、当該営業所については、営業所の新設の許可を受けたものとみなして、通関業法の規定が適用される《第9条第2項》。したがって、財務大臣は、第8条第2項(営

業所の新設)の規定において準用する第3条第2項(通関業の許可)の規定により、認定通関業者による営業所の新設に係るみなし許可にも条件を付することができる。

<5> = × 営業所の新設に係る許可の特例の規定は、認定通関業者について適用され、通関業の許可を受けた特例輸入者に適用されるものではない《第9条第1項》。

<6> = × 平成29年10月施行の通関業法の改正により、通関業の許可は財務大臣の権限とされ、通関業の許可に係る営業区域の制限が撤廃された。このため、通関業者は、通関業務を行う営業所の所在地にかかわらず、すべての税関の管轄区域内において通関業務を行うことができることとなった。営業所の新設に係る許可の特例による届出により新設した営業所についても同様である《第3条第1項》。

<7> = ○ 認定通関業者は、営業所の新設に係る許可の特例により届出をする際には、その届出書に、届出に係る営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名を記載した書面その他参考となるべき書面を添付して提出しなければならない《施行令第2条第2項》。「その他参考となるべき書面」とは、営業所の許可申請の際の添付書類に準ずる書面とされているが、当該営業所で行われる見込みの通関業務の量の算出の基礎を記載した書面は提出を要しない《基本通達9-1(1)イ》。

<8> = × 営業所の新設に係る届出の際に、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は通関士試験合格者を雇用することが雇用契約等により確実に認められる場合には、通関業法第13条の要件を備えていることとなる(基本通達5-4)ので、通関士を現に雇用していない営業所であっても許可の特例による届出により新設することができる。

<9> = × 規定なし。

【9】通関業法第10条(許可の消滅) (問題・P.229)

正誤問題

【許可の消滅】

<1> = × 通関業者が破産手続開始の決定

を受けたときは、当該通関業の許可は消滅するが、破産手続開始の申立てを行っただけでは、通関業の許可は消滅しない《第10条第1項第4号》。

<2> = × 通関業者が関税法第111条の規定に該当する違反行為をして通告処分を受けたとしても、財務大臣が通関業の許可を取り消さない限り、当該許可が消滅することはない《第11条第1項第2号》。

<3> = × 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとしても、財務大臣が当該許可を取り消さない限り、当該許可が消滅することはない《第11条第1項第1号》。

<4> = ○ 通関業の許可の消滅事由は、通関業の廃止のとき、相続の場合で所定の期間内に許可の承継の承認申請がされない又は許可の承継の承認をしない旨の処分があったとき、法人の解散及び破産手続開始の決定のときの4つであり《第10条第1項各号》、通関業務の開始時期は何ら関係がない。

<5> = × 通関業の許可は、通関業を廃止したときに消滅する《第10条第1項第1号》。

<6> = ○ 第10条第1項第3号

<7> = ○ 第10条第1項第1号

<8> = × 通関業を一時休止しても、通関業の許可が消滅することはない。

<9> = ○ 通関業者が通関業以外の事業をすべて廃止したとしても、その通関業の許可は消滅しない《第10条第1項各号参照》。

【現に進行中の手続の処理】

<1> = × 通関業を廃止したことにより通関業の許可が消滅した場合において現に進行中の通関手続があるときは、その通関業者(当該許可を受けていた者)は、引き続き通関業の許可を受けているものとみなされ、当該通関手続に限り継続してすることができる《第10条第3項》。したがって、必ずしも依頼者の指示する通関業者に引き継ぐ必要はない。

<2> = ○ 第10条第3項

<3> = ○ 第10条第3項

<4> = × 通関業者が破産手続開始の決定

を受けたことにより、その通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者(「破産管財人」ではない。)が引き続き当該許可を受けているものとみなされる《第10条第3項》。

<5> = × 通関業者である法人が合併により解散したことにより、その通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、合併後存続する法人又は合併により設立された法人(「当該法人を代表する役員であった者」ではない。)が引き続き当該許可を受けているものとみなされる《第10条第3項》。

<6> = ○ 第10条第3項

【許可の消滅の公告等】

<1> = × 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないが、通関業者であった者は、どのような事由により許可が消滅したのかということは承知しているので、その旨を通知する必要はない《第10条第2項》。

■【10】通関業法第11条(許可の取消し)(問題・P.230)

正誤問題

【許可の取消し】

<1> = ○ 法人である通関業者の役員が暴力団員に該当するに至った場合には、当該通関業者は欠格事由に該当することになるので、財務大臣はその通関業の許可を取り消すことができる《第11条第1項第2号、第6条第7号、第10号》。

<2> = × 破産手続開始の決定を受けた時点で既に許可は消滅しているので、財務大臣が許可の取消しをすることはない《第10条第1項第4号》。

<3> = × 法人である通関業者が解散したときは、通関業の許可は取り消すことができるのではなく、消滅する《第10条第1項第3号》。

<4> = ○ 法人である通関業者の役員が関税法第108条の4の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた場合は欠格事由に該当するので、通関業の許可を取り消すことができる《第11条第1項第2号、第

6条第10号、第4号イ》。

<5> = ○ 第11条第1項第1号

<6> = ○ 基本通達11-1

<7> = × 法人である通関業者の従業員が関税法第110条の規定に違反して、当該通関業者が両罰規定により通告処分を受けたとしても、そのこと自体は欠格事由に該当しない《第6条第4号イ、基本通達6-2》。

<8> = × 第10条第1項の規定に基づき通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者が引き続き当該許可を受けているものとみなされるが、このような取扱いは、許可の取消しを受けた者に対しては、適用されない《基本通達10-1》。

<9> = × 通関業の許可の取消原因に該当しないので、当該許可を取り消すことはできない《第11条第1項各号参照》

<10> = ○ 欠格事由に該当することになるので、その通関業の許可を取り消すことができる《第11条第1項第2号、第6条第3号、第10号》。

<11> = ○ 欠格事由に該当するため、その通関業の許可を取り消すことができる《第11条第1項第2号、第6条第4号イ、第10号》。

<12> = × 通関業者が通関業務を行わなかった(その行わなかった期間を問わない。)ことをもって、通関業の許可の取消原因とはならない《第11条第1項各号参照》。

<13> = × 欠格事由に該当しないので、通関業の許可を取り消すことはできない《第11条第1項各号参照》。

<14> = × 通関業者の経営の基礎が確実でなくなったことをもって通関業の許可の取消原因とはならない《第11条第1項各号参照》。

<15> = × 通関業の許可の条件として付された許可の期限が経過した場合には、当該許可は消滅することになるので、財務大臣は、当該許可を取り消すことはない《基本通達10-2》。

【処分の手続】

<1> = × 財務大臣は、通関業法の規定に

より通関業の許可の取消しをしようとする場合には、審査委員の意見を聴かなければならない《第39条》。

<2> = × 財務大臣は、通関業の許可の取消しをしようとするときは、第39条第1項の審査委員の意見を聴かなければならないのであって、利害関係者の意見を聴く必要はない《第11条第2項》。

【11】通関業法第11条の2(許可の承継)

(問題・P.232)

正誤問題

<1> = ○ 第11条の2第6項。なお、2022年の問題には、「条件を取り消すことができる。」とする問題と「新たに条件を付することができない。」とする問題の2つあるが、後者は「×」。

<2> = ○ 第11条の2第4項、施行令第3条第2項

<3> = ○ 第11条の2第1項

<4> = ○ 第11条の2第4項

<5> = ○ 財務大臣は、合併後の法人等が通関業の許可の基準(第5条)に適合しない場合又は欠格事由(第6条)に該当する場合には、通関業の許可の承継の承認をしない《第11条の2第5項》。

<6> = × 相続人が2人以上あるときは、その全員(「過半数」ではない。)の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき者を選定しなければならない《第11条の2第1項》。

<7> = ○ 合併による通関業の許可に基づく地位の承継の承認申請があっても、合併後存続する法人が欠格事由に該当するときは、財務大臣は承認をしない《第11条の2第5項》。

<8> = × 通関業者が会社法第2条第26号に規定する組織変更を行った場合には、通関業の許可に基づく地位の承継の承認の申請手続ではなく、通関業法第12条の規定に基づく許可申請事項の変更手続によることとなる《基本通達11の2-2》。

<9> = × 財務大臣は、通関業の許可に基づく地位の承継の承認に際しては、当該承認をしようとする通関業の許可について付された条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる《第11条の2第6項》。

- <10> = × 分割の場合に限らず、通関業の許可に基づく地位の承継を承認したときは、財務大臣は、直ちにその旨を公告しなければならぬ《第11条の2第7項》。
- <11> = ○ 第11条の2第2項
- <12> = ○ 通関業の許可の承継の承認に際しては、通関業の許可の基準が適用されるので、通関業の経営の基礎が確実でない場合は、承認されない《第11条の2第5項、第5条第1号》。
- <13> = × 相続か否かにかかわらず、通関業の許可の承継の承認に際しては、財務大臣は、その承継に係る許可の条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付すことができる《第11条の2第6項》。
- <14> = ○ 合併か否かにかかわらず、通関業の許可の承継の承認に際しては、財務大臣は、新たに条件を付すことができる《第11条の2第6項》。
- <15> = ○ 第11条の2第4項
- <16> = × 通関業の譲渡により通関業の許可に基づく地位の承継をしようとするときは、財務大臣に対する届出ではなく、あらかじめ財務大臣の承認を受ける必要がある《第11条の2第4項》。
- <17> = ○ 第11条の2第5項
- <18> = × 通関業者について相続があった場合には、その相続人は、被相続人の通関業の許可に基づく地位を承継することとされており《第11条の2第1項》、その地位を承継する場合は、被相続人の死亡後60日以内に、その承継について財務大臣に申請し、その承認を受けることができる《第2項》。当該申請が60日以内にされなかったとき又はその承認がされなかったときは、当該通関業の許可は消滅する《第10条第1項第2号》のであって、取り消すことはない《第11条第1項》。
- <19> = × 財務大臣は、通関業の許可の承継について承認をするに際しては、必要に応じて当該通関業の許可について付された条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる《第11条の2第6項》。

- <20> = × 通関業を譲り渡す法人の役員が譲り受ける法人の役員になるかどうかは、財務大臣が関与することはない。また、地位の承継は、届出ではなく財務大臣の承認が必要である《第11条の2第4項》。
- <21> = × 規定なし。
- <22> = ○ 会社法第2条第26号(定義)に規定する組織変更については、承継の承認申請手続ではなく、通関業法第12条の規定による許可申請事項の変更手続による《基本通達11の2-2》。
- <23> = × 相続があった場合に通関業を承継するには、被相続人の死亡後60日以内に、その承継について財務大臣に申請し、その承認を受けなければならない《第11条の2第1項、第2項、第3項》。当該申請が60日以内に行われなかったとき又は財務大臣による承認をしない旨の処分があったときは、当該通関業の許可は消滅する《第10条第1項第2号》。

【12】通関業法第12条(変更等の届出)

(問題・P.234)

1 正誤問題

【許可申請書記載事項変更の届出】

- <1> = ○ 第12条第1号、第4条第1項第3号(2023年の問題は、「責任者の氏名」と「通関士の数」について別々の選択肢となっているが、いずれも「○」である。)
- <2> = ○ 第12条第1号、第4条第1項第5号
- <3> = ○ 第12条第1号、第4条第1項第2号
- <4> = ○ 第12条第1号、第4条第1項第1号
- <5> = × 通関業法第12条の規定により財務大臣に届出を要するのは、①許可申請事項に変更があった場合(通関業務に係る取扱貨物が限定されている場合における当該貨物の種類の変更を除く。)、②欠格事由(第6条第2号、第8号及び第9号を除く。)に該当するに至った場合、③通関業の許可が消滅した場合である《第12条各号》。通関士以外の通関業務従事者の数の変更は、これらのいずれにも該当しないので、財務大臣に届け出る必要はない。
- <6> = × 通関業者の資産の状況の変更は、上記<5>①から③までのいずれにも該当し

ないので、財務大臣に届け出る必要はない。

- <7> = ○ 第12条第1号、基本通達12-2
- <8> = × 通関業者は、その通関業の許可に、貨物限定の条件が付されている場合において、貨物の種類に変更があるときは、第12条の規定による届出ではなく、財務大臣に許可条件変更申請を行うこととなる《基本通達3-7(2)》。
- <9> = × 通関業者が財務大臣に届出を要するのは、①通関業の許可に係る事項に変更があったとき、②欠格事由に該当するに至ったとき、及び③通関業の許可が消滅したときに限られている《第12条》。通関業者の株主の変更は、これらの事由に該当しないので、財務大臣に対して届け出る必要はない。
- <10> = × 通関業者は、通関業務を行う営業所の名称又は所在地に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならないが、一部の営業所のみを廃止するときであっても、通関業の許可に係る事項の変更には該当するため、財務大臣に対する届出が必要である《第12条第1号、第4条第1項第2号》。

【欠格事由該当の届出】

- <1> = × 法人である通関業者の役員が通関業法の規定に違反して罰金の刑に処せられたときは、当該役員を遅滞なく解任したか否かにかかわらず欠格事由に該当するので、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない《第6条第10号、第5号、第12条第2号》。

【許可の消滅に関する届出義務等】

- <1> = ○ 第12条第3号、施行令第4条第4号
- <2> = × 法人である通関業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人が遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない《第12条第3号、施行令第4条第3号》。
- <3> = × 法人である通関業者が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合は、当該通関業者を代表する役員であった者ではなく、清算人が届出をしなければならない《第12条第3号、施行令第

- 4条第5号》。
- <4> = ○ 第12条第3号、施行令第4条第1号
- <5> = ○ 通関業者である法人が合併により解散した場合には「通関業者であった法人を代表する役員」が、破産手続開始の決定を受けた場合には「破産管財人」が、これら以外の理由により解散した場合には「清算人」が、それぞれ遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない《第12条第3号、施行令第4条第3号～第5号》。

2 該否問題

- <1> = 該当 法人である通関業者が解散したときは通関業の許可が消滅するので、破産手続開始の決定により解散した場合は破産管財人が、合併により解散した場合は通関業者であった法人を代表する役員であった者が、これらの理由以外の理由により解散した場合は清算人が、それぞれ遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない《第12条第3号、施行令第4条第3号～第5号》。
- <2> = 該当 第12条第1号、第4条第1項第2号
- <3> = 該当 第12条第1号、第4条第1項第3号
- <4> = 非該当 通関業務の料金の額は通関業者が自由に定めることができるので、通関業務を行う営業所に掲示している通関業務の料金の額に変更があっても、その旨を財務大臣に届け出る必要はない。
- <5> = 該当 第12条第2号、第6条第10号、第3号。なお、通関業法の改正により2025年6月以降、「禁固」は「拘禁刑」となる。

3 該否問題

- <1> = B 財務大臣に届出を要する事項ではない。
- <2> = B 財務大臣に届出を要する事項ではない。
- <3> = A 法人である通関業者が解散した場合には、その通関業の許可が消滅するため、財務大臣に届け出ることが必要である《第12条第3号》。
- <4> = B 財務大臣に届出を要する事項ではない。

【13】通関業法第13条(通関士の設置)(問題・P.236)

正誤問題

【設置の要否】

- <1> = × 通関業者は、その通関業務を行う

営業所ごとに、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに通関士の審査を要する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士を置かなければならないが、設置すべき通関士の員数については、通関業者自身が判断することとなる《第13条、施行令第5条、基本通達13-3》。

<2>=○ 通関業者は、通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない《第13条》。この政令において、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに通関士の審査を要する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士を置かなければならない旨が規定されている《施行令第5条》。

<3>=× 認定通関業者であっても、通関士の設置義務は免除されない《第13条》。

<4>=× 平成29年10月に施行された通関業法施行令の改正により、通関士の設置を要することとされる営業所ごとに、専任の通関士1人以上を置かなければならないとする規定(旧通関業法施行令第4条第1項)は廃止されたので、専任の通関士を置く必要はない。

<5>=× 通関業務を行う営業所に通関士を置く必要がないのは、通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られている場合であり《第13条ただし書》、営業所における業務量は関係がない。

<6>=× 他の通関業者の通関士を併任することも可能である《基本通達31-1(3)イ》ことから分かるように、通関士は専任である必要はない。

<7>=× 通関業務を行う営業所における通関士を置くことを要しないのは、当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られている場合に限られる《第13条ただし書》。

<8>=○ 第13条、基本通達13-3

<9>=× 通関士を置かなければならない営業所に通関士を置かない状況に至ったときに、通関士を置くため必要な措置をと

らなければならぬとする旨の規定はないが、そのままの状態が続けば、通関士の審査・記名ができなくなるので、実質的にその営業所においては輸出入申告等ができなくなる。また、通関業者に対する監督処分の対象となる。

<10>=× 通関士は、同一の通関業者の複数の営業所で兼務することや、他の通関業者の通関士を併任することができるので、特定の営業所の通関業務にのみ従事する必要はない《基本通達31-1(3)》。

【条件付与による設置義務免除】

<1>=○ 第13条ただし書、基本通達13-1
<2>=× 通関業の許可に「貨物限定」の条件が付されている場合には、通関士の設置が免除されるが、任意に通関士を置くことは差し支えない《第13条ただし書、基本通達14-1》。

<3>=× 通関業者は、貨物限定の条件が付されている場合を除き、通関業務を行う営業所ごとに、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに通関士の審査を要する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士(「専任の通関士」ではない。)を置かなければならない《第13条、施行令第5条》。

<4>=× 通関業者は、通関業務を行う営業所の新設の許可の条件として、その取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られている場合(例えば、コンテナ及びその修理用部分品のみ)の通関手続を行う場合は、当該営業所に通関士を置くことを要しない《第13条ただし書、基本通達13-1》。

<5>=× 通関業務を行う営業所の新設の許可に付す条件は、「貨物限定」及び「許可期限」に限られる《第8条第2項において準用する第3条第2項、第3項、基本通達3-1》。このうち「許可期限」の条件と通関士の設置の間には何ら関係はない。また、「貨物限定」の条件が付されている場合は、通関士の設置を要しないということであって、通関士を置くことができないということでは

ない《第13条ただし書、基本通達14-1》。
<6>=○ 通関士を置く必要がないことの要件は、営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られている(貨物限定の条件が付されている)ということだけであり、通関業務の取扱件数の多寡は関係しない《第13条ただし書》。
<7>=× 通関士の設置義務が免除されるのは、貨物限定の条件が付されている場合のみである《第13条ただし書》。

<8>=○ 第13条ただし書

<9>=× 通関士の設置を要しないのは、通関業の許可に貨物限定の条件が付されている場合に限り、通関業者が取り扱う貨物が特定の輸入者のものに限られている場合であっても、通関士の設置が必要である《第13条》。

<10>=○ 第13条

<11>=○ 上記<4>参照。

【営業所の責任者】

<1>=× 営業所の責任者の資格に関する規定はない。

【14】通関業法第14条(通関士の審査等)

(問題・P.238)

1 正誤問題

【通関士の審査等の要否】

<1>=× 関税修正申告書は、通関士の審査を要する通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名が必要である《第14条、施行令第6条第4号》。なお、2023年の問題は、「審査させることを要しない」が「審査させなければならない」となっているので「○」。

<2>=× 輸入申告書は、通関士の審査を要する通関書類(第14条、施行令第6条第1号)であり、通関士の設置を要しない営業所であっても、当該営業所に通関士を置いた場合には、当該通関士に輸入申告書の内容を審査させなければならない《基本通達14-1》。

<3>=○ 通関業者は、通関士の設置を要しない営業所であっても、通関士を置いた場合には、当該通関士に通関書類の審査を

させなければならない《基本通達14-1》。
<4>=○ 通関士の審査及び記名の義務は、通関士を設置する必要のない営業所に通関士を置いた場合においても課される《第14条、基本通達14-1》。

<5>=○ 輸入申告書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第1号》。

<6>=○ 不服申立書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第2号》。

<7>=○ 更正請求書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第4号》。

<8>=× 納期限の延長の申請書は、通関士の審査を要する通関書類に該当しない《第14条、施行令第6条各号》。

<9>=○ 移入承認の申請書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第1号》。

<10>=× 不服申立てに係る不服申立書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第2号》。

<11>=× 関税率表の適用上の所属の教示に係る照会書は、通関士の審査を要する通関書類に該当しない《第14条、施行令第6条》。

<12>=× 保税運送の申告書は、通関士の審査を要する通関書類に該当しない《第14条、施行令第6条》。

<13>=× 特定輸出者の承認の申請書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第1号》。

<14>=○ 特例申告書は、通関士の審査を要する通関書類に該当する《第14条、施行令第6条第3号》。

<15>=× 輸入申告書は、通関士の審査を要する通関書類(第14条、施行令第6条第1号)であり、認定通関業者であるか否かにかかわらず、通関士に輸入申告書の内容を審査させなければならない。

<16>=○ 第14条、施行令第6条第1号

<17>=× 特例申告書は、通関士の審査を

要する通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名が必要である《第14条、施行令第6条第3号》。

<18> = × 関税法に基づく不服申立てに係る不服申立書は、通関士の審査を要する通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名(通関業法の改正により、「押印」は不要となった。)が必要である《第14条、施行令第6条第2号》。

<19> = × 保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認に係る申請書は、通関士の審査を要する通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名が必要である《第14条、施行令第6条第1号》。

<20> = × 関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立てにつき税関官署に対してする陳述に係る書類は、通関士の審査を要しない書類である。また、通関士の審査を要する通関書類であっても、通関業法の改正により「押印」する必要はなくなった《第14条、施行令第6条各号》。

<21> = × 令和3年9月1日施行の通関業法の改正により、通関士の「押印」は必要なくなり、「記名押印」ではなく「記名」するだけでよいこととなった《第14条》。

<22> = × 通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する輸入申告書その他所定の通関書類について、その内容を審査できるのは通関士だけであり、例外はない《第14条》。なお、上記<21>参照。

<23> = × 上記<21>参照。

<24> = × 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する輸入申告書について、通関士が自ら作成した場合においても、当該輸入申告書に記名をする必要がある《第14条》。

<25> = ○ 第14条、施行令第6条第1号

<26> = ○ 保税蔵置場の許可申請書については、通関士の審査は要しないが、保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認申請書については、通関士の審査が必要な通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名が必要である《第14条、施行令第6条第

1号》。

<27> = ○ 輸入の許可前における貨物の引取承認申請書は、通関士の審査を要しない書類である《第14条、施行令第6条》。

<28> = ○ 関税の納期限延長申請書は、通関士の審査を要しない書類である《第14条、施行令第6条》。

<29> = ○ 特例申告書及び当該特例申告書に係る貨物の輸入申告書は、通関士の審査を要する通関書類に該当するので、通関士による審査及び記名が必要である《第14条、施行令第6条第1号、第3号》。

【記名の効力】(令和3年9月1日施行の通関業法の改正により、通関士による「押印」は不要となった。)

<1> = × 通関業者は、通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する所定の通関書類については、通関士にその内容を審査させ、これに記名をさせなければならないが、その記名は、その審査をした通関士がしなければならない《第14条》。

<2> = × 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類について、通関士の記名の有無は、当該通関書類の効力には、影響を及ぼさない《第21条》。

2 該否問題

<1> = 該当 第14条、施行令第6条第4号

<2> = 該当 第14条、施行令第6条第1号、第2条第1号イ(1)(四)

<3> = 非該当 通関士の審査を要する通関書類として通関業法施行令第6条各号に掲げられている書類に該当しない。

<4> = 非該当 通関士の審査を要する通関書類として通関業法施行令第6条各号に掲げられている書類に該当しない。

<5> = 該当 第14条、施行令第6条第1号、第2条第1号イ(1)(三)

【15】通関業法第15条(更正に関する意見の聴取) (問題・P.241)

正誤問題

【更正に関する意見の聴取】

<1> = × 更正について通関業者の意見を聴かなければならないのは、納付すべき関

税の額を増加させる場合である《第15条本文》。

<2> = ○ 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の①関税率表の適用上の所属の相違、②課税価格の相違、③その他関税関係法令の適用上の解釈の相違に基因して納付すべき関税額を増加するものであるときは、通関業者の権利として、また依頼者の利益保護の観点から、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない《第15条本文》。

<3> = × 上記<1>参照。

<4> = × 関税分類の相違に基因して増額更正を行う場合は、通関業者から意見を聴取しなければならない《第15条本文》。

<5> = ○ 通関士を設置している場合は、通関士が納税申告の内容を審査しなければならないことから、更正に関する意見の聴取は原則として通関士から行い、その他の場合は、営業所の責任者又はこれに準ずる者から行う《基本通達15-1》。

<6> = × 更正に関する意見の聴取は、通関士が設置されている場合は原則として通関士から行い、その他の場合は営業所の責任者又はこれに準ずる者から行う《第15条、基本通達15-1》。

<7> = × 通関業法第15条の規定に基づく通関業者からの意見の聴取は、文書又は口頭で行うことができる《基本通達15-1》。

<8> = ○ 上記<2>参照。

<9> = ○ 上記<1>参照。

【計算等の誤りに基因する増額更正】

<1> = × 更正が計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因して納付すべき関税額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し意見を述べる機会を与える必要はない《第15条ただし書》。

<2> = ○ 上記<1>参照。

<3> = × 上記<1>参照。

<4> = ○ 上記<1>参照。また、減額更正の場合は、そもそも意見聴取の対象ではない《第15条本文》。

【16】通関業法第16条(検査の通知)

(問題・P.242)

正誤問題

【検査の通知】

<1> = ○ 第16条、施行令第7条第3号。なお、2022年の問題は、結論部分が「通知をすることを要しない。」となっているので「×」。

<2> = × 税関長は、税関職員に積戻ししようとする外国貨物について必要な検査をさせるときは、通関業者に立会いを求める旨の通知をしなければならない《第16条、施行令第7条第1号》。

<3> = ○ 第16条、施行令第7条第2号

<4> = ○ 第16条、施行令第7条第2号。なお、2022年の問題は、結論部分が「通知をすることを要しない。」となっているので「×」。

<5> = ○ 基本通達16-1(1)

<6> = × 外国往來船に積み込まれる船用品の検査は、関税法第105条第1項第1号の規定により行われるものであり、通関業者に対する通知の対象ではない《第16条、施行令第7条》。

<7> = × 検査の立会いを求める通知は、通関業者(「通関書類の内容を審査した通関士」ではない。)に対して行う《第16条》。

<8> = × 検査の立会いを求める通知は、口頭又は書面のいずれでも差し支えない《基本通達16-1(1)》。

<9> = ○ 第16条

【税関長の措置の効力】

<1> = ○ 基本通達16-1(2)

【17】通関業法第17条～第21条、第33条(通関業者、通関士等の義務) (問題・P.243)

正誤問題

【通関業者の名義貸しの禁止】

<1> = × 通関業者による名義貸しの禁止に例外はない。

<2> = × 通関業者に対しては名義貸しの禁止義務が課されている《第17条》ので、「できることとされている」ではない。

<3> = ○ 第17条、基本通達17-1

<4> = ○ 第17条

【料金の揭示】

<1> = ○ 平成29年10月に施行された通関業法の改正により通関業務料金の自由化が図られ、通関業者がその営業所に掲示する通関業務及び関連業務の料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることができることとなった。その後、2023年7月1日施行の通達改正により、通達上は「料金表」という用語は使用されず、「料金の額の揭示に係る様式及び掲示場所」と規定されている(料金の額の揭示について、必ずしも料金表の形式ではなく、インターネット上で閲覧を可能とする方法により行うこともできるようにしたことによるものと思われる)《第18条、基本通達18-2》。なお、2022年の問題は、「関連業務」が「通関業務及び関連業務」となっている。

<2> = ○ 上記<1>参照《第18条、基本通達18-1》。なお、2022年の問題は、「実費を別途請求する場合についてはその旨を記載することを要しない」となっているので「×」。

<3> = ○ 第18条

<4> = ○ 上記<1>参照《第18条、基本通達18-1》。

<5> = ○ 通関業法第18条の規定に基づく通関業務及び関連業務の料金の額の揭示に係る様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない《基本通達18-2》。

<6> = × 通関業者には、通関業務の料金

のみならず、関連業務の料金についても揭示義務がある《第18条》。

<7> = × 通関業法第18条の規定による揭示は、通関業務の料金の額を掲載したホームページのアドレス(二次元コードを含む。)を営業所において依頼者に見やすいように掲示することにより、インターネット上において当該料金の額の閲覧を可能とする方法で行うことができる《基本通達18-2》。

<8> = ○ 第18条、基本通達18-1

<9> = × 通関業者は、通関業務及び関連業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示すればよいのであって、財務大臣に届け出る必要はない《第18条》。

<10> = ○ 第18条

<11> = × 通関業者に許可証の揭示義務はない。

【秘密を守る義務】

<1> = ○ 第19条、基本通達19-1(2)

<2> = × 依頼者の許諾がある場合には、「正当な理由」に該当し、守秘義務が免除される《第19条、基本通達19-1(1)イ》。なお、2022年の問題は、「依頼者の許諾がある場合はこの「正当な理由」があるときに該当する」となっているので「○」。

<3> = × 通関業法第19条に規定する「通関業務に関して知り得た秘密」とは、通関業務を行うに当たって依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実で一般に知られておらず、かつ、知られないことにつき、依頼者又はその関係者に利益があると客観的に認められるものをいう《基本通達19-1(2)》。

<4> = × 通関業者(法人の場合はその役員)及び通関士その他の通関業の従業者に対して課される秘密を守る義務は、これらの者がこれらの者でなくなった後も課される《第19条》。

<5> = ○ 第19条

<6> = ○ 秘密を守る義務は、通関士以外の通関業務の従業者についても課される《第19条》。

<7> = × 「正当な理由がある場合」とは、「依頼者の許諾がある場合」、「法令に規定する証人、鑑定人等として裁判所において陳述する場合」及び「その他法令に基づく求め

に応じて陳述する場合」をいう《第19条、基本通達19-1(1)》。

<8> = ○ 第19条

<9> = ○ 第19条

<10> = ○ 第19条、基本通達19-1(1)ロ

<11> = ○ 第19条

<12> = × 通関士は、通関業務の依頼者の利益を保護する観点から、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならず、これは、通関業者の通関業務に従事しないこととなった後においても、同様である《第19条》。

<13> = ○ 第19条

【信用失墜行為の禁止】

<1> = ○ 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士(「その他の通関業務の従業者」は含まれないことに要注意)は、通関業者及び通関士に対する社会的な評価の保持のため、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない《第20条》。

<2> = ○ 上記<1>参照。

<3> = ○ 上記<1>参照。

<4> = × 信用失墜行為の禁止義務は、法人である通関業者の役員にも課されている《第20条かつこ書》。

【通関士の名義貸しの禁止】

<1> = ○ 「その名義を他人に通関業務のため使用させる」とは、通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名(通関業法の改正により、「押印」は不要となった。)をさせる場合及び通関士でなくなった者で異動の届出がない者が通関書類に通関士としての自己の記名をさせる場合をいう《第33条、基本通達33-1》。

<2> = ○ 通関士には名義貸しの禁止義務が課されており、その名義を他人に通関業務のために使用させてはならないが、これは、通関業法第32条第1号の規定に該当して通関士でなくなり同法第22条第2項の規定による異動の届出がない者についても同様である《第33条かつこ書》。

<3> = × 上記<2>参照。通関業法第32条

第1号の規定に該当して通関士でなくなり同法第22条第2項の規定による異動の届出がない者についても名義貸しの禁止義務が課される。

<4> = ○ 上記<1>参照。

<5> = × 通関士の名義貸しの禁止に例外はない。

<6> = × 上記<5>参照。

【名称の使用制限】

<1> = × 通関士試験に合格した者であっても、第31条第1項の規定による財務大臣の確認を受けていない者は通関士ではないので、通関士という名称を使用してはならない《第40条第2項》。

【その他】

<1> = × 通関業者が通関業以外の事業を営むことについて、財務大臣の承認を受ける必要はないが、通関業以外の事業は第4条第1項第5号の規定により許可申請事項であり、新たに営むこととなる場合その他変更があったときは第12条第1号の規定により財務大臣に届け出なければならない。

<2> = × 通関業者は、通関業以外の事業を営もうとするときは、その旨を財務大臣に届け出ればよいのであって、財務大臣の認可を受ける必要はない《第12条第1号》。

<3> = × 通関業者の合併について財務大臣の承認を受ける必要はないが、合併により通関業の承継が必要になるときは、第11条の2第4項の規定により財務大臣の承認が必要である。

<4> = × 規定なし。

<5> = × 通関業の許可を受けていない者は、例外なく、業として通関業務を行うことはできないので、このような者に通関業務を委託することはできない《第3条第1項》。

<6> = × 規定なし。

【18】通関業法第22条(記帳、届出、報告等) (問題・P.247)

正誤問題

【記帳】

<1> = × 帳簿の保存期間は、その閉鎖の日(「開設の日」ではない。)後3年間である《第22条第1項、施行令第8条第3項》。

<2> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第4項
 <3> = ○ 第22条第1項
 <4> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第1項、第4項。なお、2024年の問題は、「通関業務及び関連業務」が「通関業務」となっている。
 <5> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第1項
 <6> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第1項、第3項
 <7> = × 通関業者は、通関業務を行う営業所ごとに通関業務に関する帳簿を設け、その閉鎖の日（「当該帳簿に係る営業所の閉鎖の日」ではない。）後3年間保存しなければならない《第22条第1項、施行令第8条第3項》。
 <8> = × 通関業務及び関連業務1件ごとの明細の帳簿への記載は、認定通関業者であるか否かにかかわらず、税関官署に提出した申告書等の写しに所要の事項を追記する方法によりすることができる《第22条第1項、施行令第8条第1項、第4項》。
 <9> = × 帳簿及び書類を電磁的記録により作成し又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報技術の利用に関する規則の規定（「通関業者の書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する社内文書保存規定」ではない。）による《基本通達22-2》。

【保存】

<1> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第3項
 <2> = ○ 通関業者が保存しなければならない通関業務に関する書類については、電磁的記録又はマイクロフィルムにより保存することができる《第22条第1項、基本通達22-2》。
 <3> = × 通関業者には、通関業務のみならず関連業務に関しても、帳簿を設け、及び所定の書類を保存する義務が課されている《第22条第1項》。
 <4> = ○ 第22条第2項、施行令第8条第2項第3号、基本通達22-2
 <5> = ○ 第22条第2項、施行令第8条第2項第1号、基本通達22-1(2)
 <6> = × 通関業務に関する料金の受領を証する書類の写しについては、その作成の

日後3年間保存しなければならない《第22条第2項、施行令第8条第2項第3号、第3項》。

<7> = ○ 第22条第2項、施行令第8条第2項第2号、第3項
 <8> = × 通関業者が依頼者から受領した仕入書、運賃明細書及び保険料明細書には、保存義務は課されていない《第22条第2項、施行令第8条第2項各号》。
 <9> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第2項第3号
 <10> = ○ 基本通達22-1(2)
 <11> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第2項第1号
 <12> = ○ 輸出申告に関していえば、通関業者が保存すべき書類は、輸出申告書その他これに準ずる書類の写し（例えば、輸出申告書の写し又は輸出許可書の写し）であり《第22条第1項、施行令第8条第2項第1号、基本通達22-1(2)》、輸出申告書に添付する仕入書は保存義務の対象ではない。
 <13> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第2項第2号
 <14> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第2項
 <15> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第1項、第3項
 <16> = × 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して依頼者から依頼を受けたことを証する書類（このほか、税関官署へ提出した申告書等の写し及び料金の受領を証する書類の写し）をその作成の日後3年間（「5年間」ではない。）保存しなければならない《第22条第1項、施行令第8条第2項、第3項》。
 <17> = × 通関業者は、通関業務及び関連業務に関し税関官署等に提出した申告書等の写しを、その作成の日後3年間（「5年間」ではない。）保存しなければならない《施行令第8条第3項》。
 <18> = × 上記<16>参照。
 <19> = × 上記<17>参照。
 <20> = × 上記<16>参照。
 <21> = ○ 第22条第1項、施行令第8条第2項第2号、第3項

<22> = ○ 通関業者が保存すべき輸出入申告書等の写しについては、その輸出入申告等に係る許可書等の写しを当該輸出入申告書等の写しに準ずる書類として取り扱うことができる《基本通達22-1(2)》。

【届出】

<1> = ○ 第22条第2項、施行令第9条第1項、基本通達22-1(3)
 <2> = × 認定通関業者であっても、通関士等の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない《第22条第2項》。
 <3> = × 通関業者は、通関士等に異動があった場合には、その都度（「異動の日後60日以内」ではない。）、当該異動の内容を財務大臣に届け出なければならない《第22条第2項、施行令第9条第1項》。なお、2024年の問題は、「当該異動の日後60日以内」が「当該異動の日から起算して30日以内」となっており「×」。
 <4> = ○ 第12条第1号、第22条第2項、施行令第9条第1項
 <5> = ○ 通関業者は、通関業務に携わる従業者全員（通関業務に関与していない者は含まず、法人の場合は通関業務を担当する役員を含む。）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない《第22条第2項、基本通達22-1(3)》。
 <6> = × 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者に異動があった場合には、その都度（「異動の日後30日以内」ではない。）、当該異動の内容を財務大臣に届け出なければならない《第22条第2項、施行令第9条第1項》。
 <7> = × その氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない「通関業務の従業者」とは、通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、当該通関業者に所属しているものの通関業務に関与していない者（例えば経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者）については、含まない《第22条第2項、基本通達22-1(3)》。
 <8> = × 通関業者は、税関による適切な指導、監督のため、通関士その他の通関業務の従業者に異動があった場合には、その都

度これらの者の氏名及びその異動の内容を財務大臣に届け出なければならないが、通関業者において通関業務に関与しない経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者等については、「通関業務の従業者」には当たらない《第22条第2項、施行令第9条第1項、基本通達22-1(3)》。

<9> = ○ 第22条第2項、施行令第9条第1項
 <10> = × 通関業務を担当する役員に異動があった場合には、その都度（「異動の日後1月以内」ではない。）財務大臣に届け出なければならない《第22条第2項、施行令第9条第1項》。

<11> = ○ 第22条第2項、施行令第9条第1項

【報告】

<1> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第1項
 <2> = × 通関業者が財務大臣に提出しなければならないこととされている定期報告書については、所定の報告期間ごとに、毎年6月30日（「4月30日」ではない。）までに財務大臣に提出しなければならない《第22条第3項、施行令第10条第1項》。
 <3> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第2項
 <4> = × 認定通関業者であるかどうかにかかわらず、法人である通関業者が提出する定期報告書には、報告期間に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない《第22条第3項、施行令第10条第2項》。
 <5> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第1項
 <6> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第1項第2号
 <7> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第2項
 <8> = × 定期報告書には、その報告期間の末日における通関業務の用に供される資産の明細を記載しなければならない《第22条第3項、施行令第10条第1項第3号》。
 <9> = × 定期報告書に添付すべき書類は、報告期間に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書である《施行令第10条第2項》。
 <10> = ○ 第22条第3項、施行令第10条第1項第1号
 <11> = ○ 施行令第10条第1項第3号

<12> = × 通関業者は、その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書を毎年1回財務大臣に提出しなければならない《第22条第3項》。この報告書の提出に係る財務大臣の権限は、通関業者が通関業務を行う営業所の所在地を管轄する税関長に委任されているが、当該営業所が2以上ある場合には、主たる営業所の所在地を管轄する税関長に委任されるるので、営業所が所在する地域を管轄するすべての税関長に対して報告書を提出する必要はない《第40条の3、施行令第14条第1項第2号》。

<13> = × 法人である通関業者は、その事業年度ごとに、翌年6月30日までに（「その事業年度の終了後2月以内に」ではない。）、その取扱いに係る通関業務の件数、受けた料金の額等を記載した報告書を財務大臣に提出しなければならない《第22条第3項、施行令第10条第1項》。

<14> = × 上記<13>参照（「半期ごとに」ではない。）。

【19】通関業法第31条（確認）（問題・P.252）
正誤問題

【確認】

<1> = × 通関業者は、過去に通関士として通関業務に従事させていた者であっても、現に通関士でない者を、再度通関士としてその通関業務に従事させようとする場合には、改めて財務大臣の確認を受ける必要がある《第31条第1項、基本通達32-1(4)》。

<2> = ○ 通関業者は、財務大臣の確認を受けることにより、他の通関業者の通関士と併任して自己の通関業務に通関士として従事させることができる。この場合は、当該併任について異議がない旨の当該他の通関業者の承諾書の添付が必要である《第31条第1項、基本通達31-1(4)》。

<3> = × 通関業者が通関士を他の営業所に異動させたとしても、当該通関士が通関士でなくなるわけではないので、改めて財務大臣の確認を受ける必要はない《第31条、基本通達31-1(3)なお書》。

<4> = ○ 第22条第2項、第31条第1項、

基本通達31-1(2)なお書

<5> = × 財務大臣の確認に係る権限は、通関士試験の受験地を管轄する税関長に対してではなく、通関業務を行う営業所（2以上ある場合は主たる営業所）の所在地を管轄する税関長に対して委任されている《施行令第14条第1項第2号》。

<6> = × 他の通関業者の通関士を自己の通関業務に通関士として従事させる場合であっても、財務大臣の確認を受ける必要がある《第31条第1項、基本通達31-1(3)イ》
 <7> = ○ 「通関士」とは、財務大臣の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう《第2条第4号》が、通関業者でない者は、そもそも財務大臣の確認を受けることができない《第31条第1項》ほか、通関業務を行うことができない。

<8> = × 通関士試験に合格した者がその合格後財務大臣の確認を受けるまでの期間に制限はない。なお、この財務大臣の確認を受けるのは、通関士試験に合格した者ではなく、その合格者を通関業務に従事させようとする通関業者である。

<9> = × 上記<2>参照。
 <10> = × 通関士試験に合格した者が通関業務の従業者であっても、財務大臣の確認を受けなければ、通関士という名称を使用することはできない《第31条第1項》。

<11> = × 既に通関士を置いている営業所であっても、通関士試験の合格者を新たに通関士として通関業務に従事させようとするときは、その者につき財務大臣の確認を受けることを要する《第31条第1項》。

<12> = × 通関士となる資格については、第29条第1項の規定により通関士試験の合格の決定を取り消されない限り、喪失することはない。

<13> = × 財務大臣による通関士の確認については、有効期間はない《第31条》。

<14> = × 通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、認定通関業者であるか否かにかかわらず、財務大臣の確認が必要である《第31条第1項》。

<15> = × 通関士試験に合格した者を通関

士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、認定通関業者であるか否かにかかわらず、財務大臣の確認が必要である《第31条第1項》。

<16> = × 通関士試験に合格した者が従事しようとする営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類に限られていることは、通関士となることのできない事由に該当しない《第31条第2項各号参照》。

<17> = × 通関士試験に合格した者は、財務大臣の確認を受けなければ通関士となることはできない《第31条第1項》。

【通関士となる資格】

<1> = ○ 基本通達31-1(5)

<2> = × 通関士試験は、全国一律に実施されるものであり、通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する《第25条》。

<3> = ○ 第25条

<4> = × 通関士の確認は、財務大臣が行う。この財務大臣の権限については、通関業務を行う営業所の所在地を管轄する税関長が行うので、通関士試験の受験地を管轄する税関長の確認を受けるわけではない《第31条第1項、施行令第14条第1項第2号、第3項》。

<5> = × 通関士試験合格者が通関士となるための期間に制限はない。

<6> = ○ 通関士試験の受験に際し、国籍による制限はない《第23条第1項》。

【欠格事由等該否確認】

<1> = ○ 通関業者が監督処分として通関業務の停止処分を受けた場合には、当該通関業者のほか、当該処分の基因となった違反行為をした従業者も、その停止期間が経過しなければ、通関士となることはできない《第31条第2項第3号イかつこ書》。

<2> = ○ 懲戒処分により通関業務に従事することを禁止された者であって、その処分を受けた日から2年を経過しないものは、第6条第8号に規定する欠格事由に該当するので、通関士となることはできない《第31条第2項第1号》。

<3> = ○ 第31条第2項第1号、第6条第4号イ、基本通達31-4

<4> = × 懲戒処分として通関業務に従事

することの禁止（「戒告」ではない。）の処分を受けた日から2年を経過しない者は、通関士となることができない《第31条第2項第1号、第6条第8号》。なお、通関業務に従事することの停止の処分を受けた者は、その停止の期間が経過するまでは、通関士となることができない《第31条第2項第3号ロ》。

<5> = × 港湾運送事業法に違反する行為をして罰金の刑に処せられても、第31条第2項に規定する欠格事由には該当しない。

<6> = ○ 第31条第2項第3号ロ

<7> = ○ 設問に掲げられている者は、第6条第1号に規定する欠格事由に該当するので、通関士となることはできない《第31条第2項第1号、施行規則第1条の2》。

<8> = ○ 関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為をした者であって、当該違反行為があった日から2年を経過しないものは、通関士となることはできない《第31条第2項第2号》。

<9> = × 不正に消費税の還付を受けたことにより通告処分を受けた者は、第6条第4号ロに規定する欠格事由に該当するので、通告の旨を履行した日から3年（「2年」ではない。）を経過しなければ、通関士となることはできない《第31条第2項第1号》。

【通関業務への従事期間】

<1> = × 通関士試験に合格した者の通関士となる資格については、第29条第1項の規定によりその合格の決定が取り消され限り、喪失することはない。

<2> = × 通関士試験合格後財務大臣の確認を受けるまでの期間に制限はない《第31条第1項》。

<3> = × 通関業務への従事経験の有無は、通関士となることができない事由に関係しない《第31条第2項》。

【確認手続】

<1> = ○ 第31条第1項、基本通達31-1(4)

<2> = ○ 他の通関業者の通関士を自己の通関業務に通関士として従事させる場合において財務大臣の確認を受けるときは、当該併任について異議がない旨の当該他の通関業者の承諾書を添付しなければならない《基本通達31-1(4)》。

<3>=○ 財務大臣の確認を受ける場合は、その確認を受けようとする者が通関士の欠格事由に該当しないことを証する書面を添付しなければならない《第31条第1項、施行令第13条第2項》。

<4>=○ 施行令第13条第2項

<5>=× 財務大臣の確認を受けるための届出を行うのは通関業者であり、通関士試験の合格者ではない《第31条第1項》。

<6>=× 財務大臣による確認を受けるために、通関士試験に合格した者の通関業者における実務経験は要しない《第31条第1項》。

<7>=○ 基本通達31-1(4)

[20] 第29条(合格の取消し等)、通関業法第32条(通関士の資格の喪失)(問題・P.255)

正誤問題

<1>=○ 第32条第1号

<2>=× 偽りその他不正の手段により通関業法第31条第1項の確認を受けた場合は、通関士の資格は喪失するが、通関士試験の合格の決定を取り消されることはない《第29条第1項、第32条第4号》。なお、2023年の問題には、「通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるとともに、」という記述はないが、「×」であることに変わりはない。

<3>=× 偽りその他不正の手段により財務大臣の確認を受けたことが判明した通関士は、その資格を喪失し、通関士でなくなるが、当該確認を受けた通関業者のその他の通関業務の従業者として通関業務に従事することは禁止されていない《第32条第4号、基本通達32-1(1)》。

<4>=× 通関士が、第31条第1項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないことになった場合には、引き続き、当該通関業者に所属しているときであっても、その通関士の資格を喪失する《第32条第1号》。

<5>=× 通関士が、懲戒処分として通関業務に従事することを禁止された場合には、その資格を喪失し、通関士でなくなるが、戒告を受けたとしても、通関士の資格を喪失することはない《第32条第2号、第6条第8号》。

<6>=× 通関士が関税法第108条の4から

第112条までの規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた場合には、欠格事由に該当することとなるので、通関士でなくなるが、通関士試験の合格の決定が取り消されることはない《第32条第2号、基本通達32-1(4)》。

<7>=× 通関士は、疾病その他やむを得ない理由により通関業務に従事できないこととなった場合においても、その職にある限り、通関士でなくなることはない《第32条、基本通達32-1(2)》。

<8>=× 通関士が退職した場合は、財務大臣の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなるので、通関士の資格を喪失する《第32条第1号、基本通達32-1(2)イ》。

<9>=○ 基本通達32-1(2)

<10>=× 税関長が通関士試験合格の決定を取り消すことができるのは、不正の手段により通関士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者についてであり《第29条第1項》、関税法第110条第1項の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられたからといって、通関士試験合格の決定を取り消すことはできない。

<11>=○ 第29条第1項、第2項

<12>=× 税関長は、不正の手段により通関士試験を受けようとしてその試験を受けることの禁止処分を受けた者に対しては、情状により2年以内(「3年以内」ではない。)の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとする《第29条第2項》。

<13>=× 通関業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた場合は、通関士の資格は喪失するが、通関士試験の合格の決定を取り消されることはない《第29条第1項、第32条第2号》。

<14>=× 関税法の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた場合は、通関士の資格は喪失するが、通関士試験の合格の決定を取り消されることはない《第29条第1項、第32条第2号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「禁固以上の刑」は

「拘禁刑以上の刑」となる。

<15>=○ 第32条第1号

<16>=× 通関士試験の合格の事実を偽って確認を受けた者は、当初から通関士となる資格を有しない者であり、資格の喪失事由には該当しない《第32条第4号、基本通達32-1(4)なお書》。

<17>=○ 通関士が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その刑の執行が猶予されたときであっても、当該通関士は欠格事由に該当することになるので、通関士でなくなる《第32条第2号、第6条第3号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには「禁固以上の刑」は「拘禁刑以上の刑」となる必要がある。

<18>=× 通関士は、不正の手段によって通関士試験を受けた場合等において、合格の決定を取り消されたときは、その資格を喪失し、通関士でなくなる《第32条第3号》。

<19>=× 通関士は、確認を受けた通関業者の他の営業所に異動した場合であっても、引き続き確認を受けた通関業者の通関業務に従事するときは、資格の喪失事由に該当しない《第32条》。

<20>=× 懲戒処分として通関業務への従業禁止処分を受けた通関士は欠格事由に該当することになるので、通関士の資格を喪失するが、それ以外の懲戒処分を受けても資格は喪失しない《第32条第2号、第6条第8号》。

[21] 通関業法第33条の2(業務改善命令)(問題・P.257)

正誤問題

<1>=○ 平成29年10月に施行された通関業法の改正により、通関業者の業務が適正に行われていない場合であって、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとなった《第33条の2》。

<2>=× 上記<1>参照。「通関士に対し」ではない。

<3>=× 財務大臣は、通関業者に対し、そ

の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、その必要の限度に限る必要はあるが、審査委員の意見を聴く必要はない《第33条の2》。

<4>=○ 基本通達34-7

[22] 通関業法第34条(通関業者に対する監督処分)(問題・P.257)

正誤問題

[監督処分]

<1>=× 通関業務以外の業務に従事する者が関税法の規定に違反する行為をした場合であっても、その違反が通関業者の業務に関して行われたときは、当該通関業者が関税法の規定に違反したことになるので、監督処分を行うことができる《第34条第1項第1号、基本通達34-1(1)》。

<2>=○ 財務大臣は、通関業法第20条違反に限らず、通関業者が通関業法の規定に違反したときは、監督処分を行うことができる《第34条第1項第1号》。

<3>=○ 上記<2>参照。

<4>=× 法人である通関業者の役員が通関業法第6条第10号に該当した場合は、通関業の許可が取り消される前に当該役員を更迭し、同法第12条第1号の届出を行えば、許可は存続するものの、同法第34条の規定による監督処分の対象となり得ることがある《基本通達11-3》。

<5>=○ 第34条第1項第1号、基本通達34-1(1)

<6>=× 財務大臣は、通関業者が通関業法の規定に違反したときは、その通関業者に対し、1年以内(「2年以内」ではない。)の期間を定めて通関業務の全部又は一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる《第34条第1項第1号》。

<7>=○ 通関業者の許可申請事項等に変更があった場合に、第12条に規定する届出義務を課すことによって、税関による通関業者の適正な管理、監督を図ることとしており、当該届出義務違反については、通関業者に対する監督処分の対象となる《第34条第1項第1号、基本通達34-6》。

<8> = × 通関業者には、税関による適切な指導、監督のため、通関業務に関する記帳義務、通関関係書類の保存義務及び従業者等に関する届出義務等がそれぞれ課されているが、これらの義務違反については、監督処分の対象となる《第34条第1項第1号、基本通達34-6》。

<9> = × 財務大臣は、通関業者がその営業所に通関士を置かない場合には、当該通関業者に対し監督処分をすることができる。ただし、意図的に違反行為に及んだものではことないが明らかな事情がある場合には、財務大臣は、当該事情を勘酌して監督処分をしないことができる(財務大臣は、「その理由にかかわらず」監督処分をすることができるわけではない。)《第34条第1項第1号、行政事件訴訟法第30条参照》。

<10> = ○ 第34条第1項第1号

<11> = × 規定なし。

<12> = ○ 財務大臣は、通関業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、監督処分として、1年以内の期間を定めて通関業務の全部又は一部の停止を命じることができるほか、違反の内容が重大である場合には、許可の取消しをすることができる《第34条第1項第1号》。

<13> = × 通関業務の全部又は一部の停止は、1年以内(「2年以内」ではない。)の期間を定めてすることができる《第34条第1項第1号》。

<14> = × 通関士に対し懲戒処分をすることは、通関業者に対する監督処分に係る処分事由ではない(認定通関業者に対する監督処分であっても、同様である。)《第34条、第35条》。

【責めに帰すべき理由の有無】

<1> = × 通関業者の役員が名義貸し禁止義務違反をしても、その違反につき、当該通関業者の責めに帰すべき理由がないときは、監督処分を行うことはできない《第34条第1項第2号、基本通達34-1(2)なお書》。

<2> = ○ 通関業者の通関士が通関業法の規定に違反する行為をし、その違反につき、当該通関業者の責めに帰すべき理由がある

場合は、その違反が当該通関業者の業務に関して行われたものではなく、当該通関士が専ら自己のために違反行為をしたときであっても、監督処分を行うことができる《第34条第1項第2号、基本通達34-1(2)》。

<3> = × 通関士が通関業法の規定に違反する行為をした場合であって、その違反につき、通関業者に選任上の故意があるときは、監督処分を行うことができる《第34条第1項第2号、基本通達34-1(3)》。

<4> = × 通関業務に従事する者が関税法の規定に違反する行為をした場合であって、その違反につき、通関業者に監督上の過失があるときは、監督処分を行うことができる《第34条第1項第2号、基本通達34-1(3)》。

<5> = ○ 財務大臣は、通関業者の通関業務に従事する者(通関士は当然含まれる。)につき、関税法違反行為があった場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる《第34条第1項第2号》。

<6> = ○ 第34条第1項第2号、基本通達34-1(3)

<7> = × 法人である通関業者の役員による港湾運送事業法等の規定に違反する行為であっても、当該通関業者の信用を害するような行為に該当し、かつ、当該通関業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該通関業者に対して監督処分をすることができる《第34条第1項第2号》。

<8> = ○ 第34条第1項第2号

【23】通関業法第35条(通関士に対する懲戒処分) (問題・P.259)

正誤問題

【懲戒処分】

<1> = × 財務大臣は、通関士が通関業法の規定に違反したときは、通関士に対する懲戒処分として、その通関士に対し、戒告し、1年以内(「2年以内」ではない。)の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は2年間(「3年間」ではな

い。)その者が通関業務に従事することを禁止することができる《第35条第1項》。

<2> = ○ 第35条第1項、基本通達35-1(1)

<3> = ○ 通関士に対しては守秘義務が課されており《通関業法第19条》、これに違反した場合は懲戒処分の対象となる《第35条第1項》。

<4> = ○ 第35条第1項

<5> = ○ 第35条第1項

<6> = ○ 通関士が懲戒処分として通関業務従事停止処分を受けた場合であっても、通関士の資格を喪失するわけではないので、その停止期間経過後は、直ちに通関士として通関業務に従事することができる《基本通達35-1(2)なお書》

<7> = × 通関士が通関業務に従事することを禁止された場合は通関士の資格を喪失するため、通関士として通関業務に従事するときは、改めて財務大臣の確認を受けなければならない《第31条第1項、第32条第2号、基本通達35-1(2)》。

<8> = × 罰則は刑事処分であり、行政処分とは別のものであることから、罰則の適用があることをもって行政処分を行わないことにはならない。通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した通関士については、通関業法に基づく罰則規定(第41条第1項第3号)の適用があるほか、懲戒処分の対象となる《第35条第1項、基本通達35-5》。

<9> = × 自らの通関士の名義を他人に通関業務のため使用させた通関士については、通関業法に基づく罰則規定(第44条第2号)の適用があるほか、懲戒処分の対象となる《第35条第1項、基本通達35-5》。なお、上記<8>参照。

<10> = × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、関税法の規定に違反した通関士に対し、1年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止することができるが、その者の通関士試験の合格の決定を取り消すことはできない《第35条第1項、第29条第1項》。

<11> = ○ 基本通達35-5

<12> = × 財務大臣は、第35条第1項の規定に基づき通関士に対し、懲戒処分として、その者が通関業務に従事することを停止し、又は禁止することができるが、この「通関業務に従事することを停止し、又は禁止する」とは、通関士として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することのほか、その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することをいう《基本通達35-1(1)》。

【24】通関業法第36条(調査の申出)、第37条(処分の手続) (問題・P.260)

正誤問題

【調査の申出】

<1> = ○ 依頼者保護の見地から、何人も、通関業者又は通関士に監督処分又は懲戒処分に該当する事実があると認めるときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる《第36条》。

<2> = × 上記<1>参照。

<3> = ○ 上記<1>参照。

【処分の手続の開始】

<1> = ○ 通関業者に対する監督処分の手続は、当該処分の対象となる違反行為が関税法その他関税関係法律の罰則条項(関税法第110条等)にも該当するときは、税関長が犯則の心証を得て通告、告発等の処分を決定した時点で開始する《基本通達37-1(2)》。なお、当該違反行為が通関業法の罰則条項に該当するときは、検察官の取り調べに基づく処分を待つて手続を開始する。

【意見の聴取】

<1> = ○ 第37条第1項

<2> = × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴かなければならないが、審査委員の意見を聴く必要はない《第37条第1項》。

<3> = × 財務大臣が業務改善命令をしようとするときは、審査委員の意見を聴く必要はない《第33条の2》。

<4> = ○ 処分の公正性を保持する観点か

ら、財務大臣は、監督処分をしようとするときは審査委員の意見を、懲戒処分をしようとするときは処分の対象となる通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聴かなければならない《第37条第1項》。

<5> = × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、その処分内容にかかわらず、戒告処分であっても当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴かなければならない《第37条第1項》。

<6> = × 通関業者に対する監督処分に際しては、審査委員の意見のみを聴けばよい《第37条第1項》。

<7> = × 通関業者に対する監督処分をしようとするときは、必ず審査委員の意見聴取を聴かなければならない《第37条第1項》。

<8> = ○ 通関業者に対する監督処分としての通関業務の停止等に関して行う弁明手続については、行政手続法第3章第3節(弁明の機会の付与)に定めるところによる《基本通達34-2(2)》。

【処分の通知】

<1> = × 処分通知は、処分を受ける者になければならない《第37条第2項》。

(注)実務上の取扱い

財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしたときは、実務上、処分の内容と理由を記載した「処分通知書」をもって、通関業者を経由して通関士に通知することとされている《基本通達35-3》。

■ [25] 通関業法第39条(審査委員)(問題・P.262)

正誤問題

<1> = ○ 第39条第2項

<2> = ○ 第39条第1項、第2項

■ [26] 通関業法第3条、第10条、第34条、第35条(公告) (問題・P.262)

1 該否問題

<1> = B 規定なし。

<2> = A 第8条第2項において準用する第3条第4項

<3> = A 第35条第2項において準用する第34条第2項

<4> = A 第10条第2項

2 正誤問題

<1> = ○ 第34条第2項

<2> = ○ 第10条第2項

<3> = ○ 第35条第2項において準用する第34条第2項

<4> = × 懲戒処分の内容や違反行為の内容にかかわらず、懲戒処分をしたときは、財務大臣は、遅滞なくその旨を公告しなければならない《第35条第2項において準用する第34条第2項》。

<5> = ○ 第34条第2項、第35条第2項

<6> = × 財務大臣は、業務改善命令をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないとする規定はない。

<7> = × 上記<4>参照。

<8> = × 通関業者がその通関業務を行う営業所に新たに通関士を設置したときに、その旨を公告しなければならないとする規定はない。

<9> = × 第39条の規定に基づく審査委員を委嘱したときに、その旨を公告しなければならないとする規定はない。

<10> = × 通関業者がその通関業務を行う営業所の所在地を変更したときに、その旨を公告しなければならないとする規定はない。

<11> = × 偽りその他不正の手段により第31条第1項に規定する財務大臣の確認を受けたことが判明したことにより、通関士の資格を喪失したときに、その旨を公告しなければならないとする規定はない。

<12> = × 上記<4>参照。

<13> = × 上記<4>参照。

■ [27] 通関業法第41条～第45条(通関業法上の罰則) (問題・P.263)

正誤問題

【罰則】

<1> = ○ 通関士がその名義を他人に通関業務のため使用させたときは、30万円以下の罰金に処せられることがある《第44条第2号》。

<2> = ○ 許可の条件(貨物限定の条件)に違反して通関業を営んだ通関業者は、通関業の許可を受けないで通関業を営んだ者と同様に、1年以下の懲役又は100万円以下の

罰金の刑に処せられることがある《第41条第1項第2号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには「懲役」は「拘禁刑」となる必要がある。

<3> = ○ 正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した通関業者、通関士等は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあるが、この罪は、被害者からの告訴がなければ公訴を提起することができない《第41条第1項第3号、第2項》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「懲役」は「拘禁刑」となる必要がある。

<4> = × 通関士の名称使用制限に違反した場合は、30万円の罰金に処せられることがある《第44条第3号》。

<5> = ○ 第41条第1項第1号。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「懲役」は「拘禁刑」となる必要がある。

<6> = × 通関業者でない者が、通関業法第40条第1項の規定に違反して、通関業者という名称を使用したときは、その使用した者は30万円以下の罰金に処せられる《第44条第3号》。しかしながら、この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪ではない。

<7> = × 通関業法第22条第1項の規定に違反しても罰則の適用はない(ただし、通関業法第34条第1項第1号の規定により監督処分がされ得る。)《第6章》。

<8> = × 帳簿書類の検査を忌避した場合は、懲役ではなく50万円以下の罰金に処せられることがある《第43条第2号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役」は「拘禁刑」となる。

<9> = × 通関業務に従事することを停止されても、関連業務に従事することが停止されるわけではないので、罰則が適用されることはない《第35条第1項》。

<10> = × 業務改善命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられることが

ある《第43条第1号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役」は「拘禁刑」となる。

<11> = × 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」ではない。)に処せられることがある《第41条第1項第1号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役」は「拘禁刑」となる。

<12> = × 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させた場合には、30万円以下の罰金(「100万円以下の罰金」ではない。)に処せられることがある《第44条第1号》。

<13> = ○ 第42条第1号。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには、「懲役」は「拘禁刑」となる必要がある。

<14> = ○ 通関業者という名称の使用制限に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられることがある《第44条第3号》。

<15> = ○ 財務大臣による業務改善命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられることがある《第43条第1号》。

<16> = ○ 偽りその他不正の手段により第31条第1項の確認を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある《第42条第1号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、本問題が正解となるためには「懲役」は「拘禁刑」となる必要がある。

<17> = × 報告の聴取等に違反する罪については、50万円以下の罰金に処せられることがあるが、懲役の刑は設けられていない《第43条第2号》。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役」は「拘禁刑」となる。

【罰則が定められていないもの】

<1> = × 税関長は、不正の手段によって通関士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができるものとされているが(第

29条第1項)、このような違法行為をした者に対する罰則は設けられていない。なお、通関業法の改正により、2025年6月以降、「懲役」は「拘禁刑」となる。

<2> = × 許可申請事項の変更等に関する届出の懈怠については、通関業者に対する監督処分によりその防止又は取締りの効果が期待できることから、罰則は設けられていない。

【両罰規定の適用】

<1> = ○ 第44条第1号、第45条

<2> = ○ 通関業法第38条第1項の規定に違反した場合は、両罰規定の対象となる《第45条、第43条第2号》。

<3> = × 守秘義務違反は、両罰規定の対象ではない《第45条》。

(注)両罰規定が適用されない場合

両罰規定は、通関業法に定められた罰則のうち、通関業者の役員及び通関士その他の通関業務の従業者を犯罪の主体とする罪(①秘密を漏洩する罪、②通関士に対する懲戒処分に違反する罪及び③通関士の名義貸しの罪)には適用されない。

<4> = ○ 第43条第2号、第45条

<5> = × 関税法第111条の罪に係る両罰規定は、通関業法に基づくものではなく関税法に基づくものである《関税法第117条》。

<6> = ○ 通関業者である法人の従業者が、偽りその他不正の手段により通関業法第31条第1項の確認を受けた場合は、同法第42条第1号の規定により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるが、同号の罪には両罰規定が適用される《第45条》。

<7> = ○ 通関業者でない法人の従業者が、その法人の業務に関し、通関業者という名称の使用制限に違反した場合には、当該従業者が罰金の刑に処せられることがあるほか、当該法人に対しても罰金刑が科されることがある《第45条、第44条第3号》。

<8> = ○ 法人である通関業者の役員又は従業者が、その法人の業務に関し、通関業者の名義を他人に通関業のため使用させた場合には、当該役員等が罰金の刑に処せら

れる(通関業者の名義貸し等の罪)ことがあるほか、当該法人に対しても罰金の刑が科されることがある《第45条、第44条第1号》。